

明治安田生命保険相互会社との健康増進に関する連携協定書

田辺市（以下「甲」という。）と明治安田生命保険相互会社（以下「乙」という。）は、相互の連携を強化することについて、以下のとおり健康増進に関する連携協定（以下「協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲と乙が、緊密な相互連携と協働による活動を推進し、地域ニーズに迅速かつ適切に対応し、市民の健康増進や市民サービスの向上を図ることを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し協力する。

- （1）健康づくりに関すること。
- （2）がん対策に関すること。
- （3）感染症対策に関すること。
- （4）企業・経営者の健康増進に関すること。

2 甲と乙は、前条の目的を達成するため、相互に情報及び意見の交換に努めるとともに、共同で実施することが有効な前項各号の事項について連携して取り組むものとする。

3 甲と乙は、前項において連携して取り組むことで合意した事項について、その具体的な推進方法、役割等に関し、別途協議の上、取り決めるものとする。

4 甲と乙は、連携して取り組んだ前項の事項について、その結果、今後の推進方法等に関し、随時協議を行うものとする。

（有効期間）

第3条 この協定の有効期間は、協定締結日から締結年度の末日（3月31日）までとし、期間満了日の1か月前までに、甲乙いずれかからも書面による申出がない場合は、この協定を更に1年間更新延長するものとし、それ以後同様に更新するものとする。

2 甲又は乙のいずれかが本協定の解約を希望する場合は、解約予定日の1か月前までに書面をもって相手方に通知することにより本協定を解約することができるものとする。

（協定の変更及び解除）

第4条 本協定の履行に関して特別の事情が生じた場合は、甲と乙が協議の上、本協定を変更し、又は解除することができるものとする。

（守秘義務）

第5条 甲と乙は、本協定の締結及び実施において知りえた他の当事者の非公表事項を第三者に開示し、又は漏えいしてはならない。ただし、事前に相手方の書面による承諾を得た場合及び弁護士等の外部専門家、公的機関に対して必要な範囲で開示する場合は、この限りでない。

2 甲と乙は、理由の如何を問わず本協定が終了した後も、前項に定める守秘義務を負うものとする。

（その他）

第6条 本協定に定めのない事項又は本協定の内容に疑義等が生じたときは、その都度、甲と乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和 3年 11月 12日

（甲） 和歌山県田辺市新屋敷町1番地

田辺市長

真町 充敏

（乙） 和歌山県和歌山市六番町17
明治安田生命保険相互会社

和歌山支社長

松尾 洋